

■ ■ ■ 高齢者虐待防止の取組概要 ■ ■ ■

高齢者虐待防止法の制定

- ◇ 高齢者の虐待を防止するため、平成18年4月1日から、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。
- ◇ この法律は、高齢者虐待が顕在化して深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止等に関する国などの責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、家族など養護者の負担の軽減などを定め、虐待防止や養護者への支援についての施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することなどを目的として、制定されたものです。

虐待の内容

- ◇ 高齢者虐待防止法において、高齢者虐待とは、次に掲げる行為とされています。

① 身体的虐待（養護者、養介護施設従事者等から）

- ◎ 身体に外傷を生じさせたり、生じるおそれのある暴行を加えること

② 放棄・放任（養護者、養介護施設従事者等から）

- ◎ 衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①、③、④の行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること、その他養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

③ 心理的虐待（養護者、養介護施設従事者等から）

- ◎ 著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④ 性的虐待（養護者、養介護施設従事者等から）

- ◎ わいせつな行為をしたり、させること

⑤ 経済的虐待（養護者、高齢者の親族、養介護施設従事者等から）

- ◎ 財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること

虐待の相談等

- ◇ 高齢者への虐待は、いかなる場合でも、あってはならないことです。高齢者虐待に関する困りごとの相談等については、《市町村や市町村の地域包括支援センター等》の窓口で対応しています。
- ◇ また、市町村では、養護者の負担を軽減するための支援や、財産上の不当取引による被害の相談、成年後見制度の利用促進など、高齢者虐待防止に向けた各種取組を行っています。

虐待への対応

- ◇ 次のような虐待を発見したり、虐待を受けた場合には、速やかに、**《市町村の高齢者虐待対応窓口》に「通報・届出」**を行ってください。
※ 通報者や届出者の情報は、高齢者虐待防止法により固く守られます。

養護者による虐待

- ◎ 現に身の回りの世話などを行っている家族や親族、同居人など「養護者」からの虐待 **➡ 《市町村に通報・届出》**
- ◎ 事実確認の結果、虐待が認められた場合、市町村により、相談、指導、助言等や、必要に応じ、老人短期入所施設等での一時保護等の措置、後見開始等の審判の請求が行われます。

養介護施設従事者等による虐待

- ◎ 老人福祉施設や介護保険施設・事業所など「養介護施設の従事者等」からの虐待 **➡ 《市町村に通報・届出》**
- ◎ 事実確認の結果、虐待が認められた場合、道や市町村により、介護保険法等に基づく実地指導、監査等が実施され、必要な是正、改善等が図られます。

養介護施設等設置者の責務

- ◇ 養介護施設等の設置者は、高齢者虐待を防止するため、次の措置を講じる必要があります。（なお、次に掲げる事項は、各施設・事業所に係る「人員、設備及び運営基準条例」にも規定されたものです。）

- 1 養介護施設従事者等に対する研修の実施
- 2 施設入所者やサービス利用者、家族からの苦情処理体制の整備

公表

- ◇ 道では、毎年度、養介護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する道や市町村の対応状況等を取りまとめ、公表しています。

北海道高齢者総合相談・虐待防止センターの設置

- ◇ 市町村による虐待相談窓口のほか、道では、「北海道高齢者総合相談・虐待防止センター」（北海道社会福祉協議会委託）を設置し、高齢者や家族等からの相談に応じるほか、市町村や養介護施設等が行う高齢者虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期的専門相談などを行っています。センターの連絡先は次のとおりです。

電話：011-251-2525

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 2階